

「自分らしく」
「よりよく生きる」
学びのための
18の提言
追補版

学習指導要領を超えた先にあるもの



北海道教職員組合
学校改革委員会～主権者への学び

提言 19

すべての領域で「主権者への学び」の 実践にとりくもう！

主権者への学びとは、「教科・総合学習・自治的諸活動すべての領域で、子どもたちが権利主体として学び・考え・行動すること」です。^{*1} 主権者への学びをすすめることで、子どもたちは主権者としての自覚や民主主義を理解し、それが民主的な社会を築くことにつながると考えます。

その際、中心として考える権利の一つは「意見表明権」です。「子どもの権利条約」第12条では、「その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利」が保障され、その子どもの意見は「正当に重視される」ことを求めています。

学校や教室で、私たちは、子どもたちに意見も聴かず、「時間がない」「管理しやすい」「未熟だから」と勝手に子どもにかかわる事柄を決めていないでしょうか。それでは、自分は「社会をよりよく変えることができる」という主権者としての意識は育ちません。

もう一つは「学習権」です。私たちの考える学習権は、文科省の考えるような国や経済界に必要な「資質・能力」を詰め込むためのものではありません。それは、「探求の自由・真実への権利」（日教組第1次教育制度委員会）であり、ただ他者に決められた教育を受け取る受動的なものではない、能動的・主体的な権利なのです。

「知りたい」「時間がほしい」「わからない」などと子どもが言える授業、学ぼうとする子どもの声を聴き重視する教室を実現しましょう。

^{*1}『18の提言』2～15ページには、主権者への学びの考え方について詳しく説明がされています。

とりくみのヒント



*総合学習については「18の提言」提言6、7、8、9、10をご参照ください。

- 自治的諸活動では、子どもの意見表明権を尊重し、「子どもを関わらせる」ではなく、「子ども自らの手でつくり上げる」活動ができる「時間」と「場」を保障しましょう。
- 教科学習では、子どもたちの「知りたい・学びたいこと」と私たちが「伝えたいこと」をどう結びつけるのか、知的好奇心を刺激する教材との出会いを工夫しましょう。
- これら続けることによって、学校文化そのものを、常に子どもを中心に据えた、子どもを権利主体として尊重する学校に変えていきましょう。

❖ 「自治的諸活動」の実践例

他の実践は
こちらから



題材の概要

学年	高学年	題材名	遠足の企画・運営
テーマ	子どもの学校参画		
民主主義の実現に向かう子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・主権者として学校づくりに参画する意識をもつ。 ・子どもの「自由試行」を大切に「意見を述べ」「決定に携わる」（意見表明の権利）の経験を積む。 		
主権者への学びの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの「意見表明の権利」を尊重し、「子どもを関わらせる」ではなく、「子ども自らの手でつくり上げる」活動ができる「時間」と「場」の保障 		

活動計画【全10時間(当日も含む)】

活動場面	子どもの活動	留意点
企画原案作成	遠足会実施計画案を作成する。 ① ★遠足実行委員(仮称) (遠足を企画・実施してみたいメンバーを集めて組織する。) 「今までの計画案や反省など必要な資料を担当者が手配」 (遠足に関わることの大枠を子どもたちが考え、想いを乗せて原案を作成する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・は子どもの権利・権利主体として尊重すること ○は大人としての子どもへの対応、関わり方 ・意見表明の権利 ・原案作成のための場と時間の保障 ○子どもと大人がともに考え、企画提案を行う。子どもの考えや意見を尊重する。
学級・学年会議	学級会・学年会による決定 ① <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画案を学年・学級で検討し、質問・意見を整理する。 ・計画案に対し、提案・検討を経た後、子どもたちの自由意志による決定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明の権利・自己決定 ・民主的話し合いや決定の場と時間の保障 ○「やらされている行事」から「自ら関わり、権利主体としてとりくむ行事」へ
実行委員会の活動	自分たちが決めた活動計画に沿って活動 ② <ul style="list-style-type: none"> ・当日の内容やもちもの・ルール・行程などを決定していく。 ・必要なルールを考えたり、準備をすすめていく。 ・実際に活動する中での気づきや失敗を大切に修正しながらとりくむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利主体としての活動 ・自由試行・自己決定・自主的判断 ○修正に必要な時間と場の保障
遠足当日	子ども自らの手ですすめる遠足 ⑤ <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活動を生かし、自分たちで準備してきたことの実行の場とする。 ・自らが準備をした学校行事に、権利主体として参加する。(自分たちで創り上げる行事) ・思いや活動を大切にす。 ★遠足実行委員会 (遠足の進行を自分たちの手で行っていく。)	<ul style="list-style-type: none"> ・権利主体としての活動 ・権利行使の実感 ○当日の子どもとの関わりは、子どもの動きを最優先とし、ともに活動する。
振り返り	振り返り ① <ul style="list-style-type: none"> ・遠足について、自分たちのとりくみを振り返り、自分ができることやがんばったことを見つける。 ・何を学んだか? 考え、振り返る ・これからの学校生活やとりくみに必要なことを考える。 ★実行委員会 自分たちの活動を振り返るとともに、次の世代に伝えることを考える。また、子どもの権利とすり合わせ、自らの権利と権利行使について自覚する。	<ul style="list-style-type: none"> ・権利としての参加 ・自己肯定感 ・権利主体としての自覚 ○参加を形だけのものにするのではなく、権利としてとらえることが必要。子どもたちのいろいろな言葉を受け止め、子どもたち自身が「何を考え、何を学んだか」を見つめる機会とする。

提言 20

「学習内容精選案」を活用して、 ゆとりある教育課程をつくろう！

毎年、「不登校児童生徒数」が公表されるたびに大きなニュースになります。2012年を境に不登校の子どもたちは増え続け、特にここ数年急増しています。2012年前後、そしてここ数年、何があったのでしょうか。

2011年小学校で、2012年中学校で一つ前の標準時数と「学習指導要領」が、そして2020年からは、現在の標準時数と「学習指導要領」が施行されました。

小学校4年生であれば、標準時数（カッコ内は週時数）は次のように変わってきました。

施行年度	1992年	2002年	2011年	2020年
小4	1015 (29)	945 (27)	980 (28)	1015 (29)

5日制がスタートした2002年から、改訂されるたびにどんどん増えていることがわかります。今、小学校では、6日制の頃の授業時数を5日間で行っているわけです。そのため、小学校4年生以上ではほぼ毎日6時間授業となってしまいました。

また、授業時数が増加するだけでなく、「学習指導要領」が改訂されるたびに、新しい教科や学習内容が追加されたり、学習内容が下の学年にくり下げられたりし、さらには現在の「学習指導要領」での「思考力・判断力・表現力等」重視も加わり、学習内容は増大し、教科書も厚く難しくなりました。

これらによる限界をこえた教育課程が、子どもたちを追いつめているのは明らかです。

北教組・学校改革委員会は、2022年、各教科の教育研究部会とともに、「過密な教育課程を改める『学習内容精選案』作成のとりくみ」をスタートさせました。

とりくみの内容は、①子どもたちが学ぶべき「基本的事項」と本当に必要な時数を明らかにすること、②教育課程から追放すべき内容を洗い出すことです。この「学習内容精選案」は、これまでの教研や学術研究の成果を継承して作成しました。各学校での教育課程づくりや組合員による日々の授業づくりの資料に活かして、教育課程や授業にゆとりと楽しくわかる学びをとりもどしましょう。

とりくみのヒント



「学習内容精選案」は
こちらから



- 「学習内容精選案」を活用して、追放すべき内容は省き、本当に必要な内容を子どもたちの「学びの主体性」を保障しながら、ゆっくり丁寧に授業しましょう。
- 過剰な標準時数と「学習指導要領」の問題を仲間や保護者・地域住民に伝え、広げましょう。



各教科の教育研究部会が作成した「基本的事項」、その内容を学ぶのに必要であるとされた時数をまとめてみると、次の表ようになる。(下段は年間の必要時数、上段は年35週とした場合の週時数)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	7 (220)	7 (220)	6 (190)	6 (184)	5 (163)	5 (165)
社会			1 (35)	1 (35)	2 (70)	2 (70)
算数	4 (256)	4	4 (247)	4	4 (249)	4
理科			2 (70)	2 (70)	2 (70)	2 (70)
生活	2 (65)	2 (65)				
音楽	2 (60)	2 (60)	2 (60)	2 (60)	2 (60)	2 (60)
図工	2 (66)	2 (66)	2 (47)	2 (47)	2 (50)	2 (50)
家庭					2 (70)	2 (70)
体育	2 (70)	2 (70)	2 (70)	2 (70)	2 (70)	2 (70)
(外国語)						
(道徳)						
総合			2 (70)	2 (70)	2 (70)	2 (70)
自治的諸活動	1 (35)	1 (35)	1 (35)	2 (70)	2 (70)	2 (70)
合計	20	20	22	23	25	25

中学校	1年	2年	3年
国語	4 (140)	4 (140)	4 (140)
社会	3 (105)	3 (105)	4 (140)
数学	3 (105)	3 (105)	3 (105)
理科	3 (105)	3 (105)	3 (105)
音楽	1.5 (52)	1.5 (52)	1 (35)
美術	1 (35)	1 (35)	1 (35)
保健体育	2 (68)	2 (68)	2 (68)
技術	1 (35)	1 (35)	1 (35)
家庭	1 (35)	1 (35)	1 (35)
英語	3 (105)	3 (105)	3 (105)
(道徳)			
総合	2 (70)	2 (70)	2 (70)
自治的諸活動	2.5 (87)	2.5 (87)	2 (70)
合計	27	27	27

※道徳については、つくられた寓話で特定の価値観を教え込む特設の道徳の時間ではなく、教育活動全体の中で多様な価値観を認め合いながらよりよく生きることを模索するのが本当の道徳教育だろうとの理由で設定しない。

※小学校外国語については弊害が多く、小学校段階では、母語の力を高めることが優先されるべきとの理由で設定しない。

つまり、小学校低学年では週20時間、毎日4時間授業、小学校高学年では週25時間、毎日5時間授業で十分であり、中学校でも週27時間で十分なのである。長年子ども理解と学習指導、研究にとりくんできた教育現場からのこの数字は重い。

一方、次期「学習指導要領」に向けた中教審答申のベースとなる「論点整理」(2025年9月25日、中教審教育課程企画特別部会報告)では、「教育課程の実施に伴う過度な負担・負担感が生じにくいあり方を追求し、教師と子供双方に余白を創出する」をポイントとして述べながら、一方で、その審議過程で「標準総授業時数を現在以上に増加させない」、つまりは削減しないとしている。

代わりに持ち出してきたのが、「調整授業時数」をつくる案である。これは一部の教科の時数を減じてその時数を、①別の教科等に乗せする、②特に必要な教科の開設に充てる、③児童生徒の学習支援や教員の研究・研修に活用することが可能な裁量的な時間に充てる、としている。

しかし、総授業時数を削減せず、そして「学力向上」の名のもと学力テストなどによる競争を放置している現状では、余白とした「調整授業時数」によって、逆に子どもたちへの負担が増す危険性は高い。

実際、この制度を先取りしたような「授業時数特例校制度」を活用している道内のある自治体では、子どもたちの好きな芸術系教科の時数を減じ、国語や算数に上乗せし、学力テスト対策等に充てている。

過剰な教育課程は子どもも教職員も追いつめる。不登校の子どもたちの急増、教職員の休職・離職、学生の教職離れ…。削減か調整か、どちらの案が崩壊に向かっている学校教育を考えているかは明らかではないだろうか。

2021年1月26日、中教審は「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を答申しました。

個別最適な学びが、学校現場でも「AIドリル」や「自由進度学習」の導入という形で具体的にすすめられるようになってきた今、この個別最適な学びをどう考え、どう対応すべきか、まずは文科省「個別最適な学び」の背景・問題点を整理したいと思います。

「個別最適化」という考え方は、文科省ではなく経済産業省が先行したものです。経済産業省「『未来の教室』とEdtech研究会」の第2次答申(2019)は、教科教育に関しては1人1台端末と企業が開発したEdtech教材を用いた学びの「個別最適化」をめざすという市場の論理を前面に出したものでした。

文科省「個別最適な学び」は、「『個に応じた指導』を学習者視点から整理した概念が『個別最適な学び』である。」としていますが、後付けの論理であり、そもそも、企業の教育への参入とIT「人材」の育成といったねらいを背景に出発していることを忘れてはなりません。

〈「主権者への学び」とは対極な受動的な学習であること〉

個別最適な学びが、教職員による一人ひとりの子ども理解からスタートし、一人ひとりの「何を知りたいのか・学びたいのか」を大切にしたい、能動的で主体的な「学び」が保障されるものであるというのであれば賛成もします。

しかし、「ICTも最大限活用しながら」とする文科省・中教審「個別最適な学び」(特に指導の個別化)は違います。そこでは、受動的に「学び」続けることが求められています。

「個別最適化された学習では、設定された目標に対して各人がどのように学習していくかに関心が向けられている。ここでは、学びに対する自立性や自由、自己決定が奪われている。(中略)自分の学習進度に応じて、解説や問題が提示され、それを一つひとつクリアしていく作業。」(「学校で育むアナキズム」新泉社2023 P154 池田賢市(中央大学教授))

文科省の言う「誰一人取り残さずに子どもたちの学習権を保障していく」の「学習権」は、国が設定した内容を学ぶ義務であり、能動的で主体的な「学習権」ではありません。

文科省「個別最適な学び」は、子どもの「学習権」を大切にしたい私たちの「主権者への学び」とは正反対なものです。

〈新自由主義的な教育へ向かう明確なメッセージがあること〉

個を強調する文科省「個別最適な学び」では、個人の成果・利益が一層重視され、子どもの学びを自己責任化する新自由主義的な明確なメッセージがあります。

「個別最適化は『能力に応じて』をますます正当化し、能力による経済格差を広げる方向に向かっている」（『経済産業と教育』研究委員会報告書」教育文化総合研究所2021 P6 桜井智恵子（関西学院大学教授）

「できる子」と「できない子」を分断する文科省「個別最適な学び」には、社会をよりよくしていく、ともに生きる社会をつくるという教育の重要な視点が欠けています。

〈多様性のある集団で学ぶ学習の意義を阻むこと〉

学習場面で、自分と他人ではとらえ方や考え方が違うことは多くあります。自分の考えと他人の考えが異なった時には、それを交流・論議することによって、新たな考えが生まれることもあるでしょう。「個別最適な学び」には、この集団で学ぶ楽しさや広がりがありません。そしてこのような相互作用のある学びを経験することによって、知識の習得だけでなく、多様なものの見方・認識の獲得にもつながっていくのです。

文科省の言う「多様性」は、一人ひとりの学ぶ「場」の多様化、つまりは個別化であり、子どもたちをばらばらに「孤立」させるものです。

また、文科省は、個別最適な学びとは別に言い訳的に「協働的な学び」も設置するとしていますが、「探求的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働し」（2021中教審答申）という「協働的な学び」は、教室で行われている日常の授業での学び合いを重視したものではありません。

とりくみのヒント



- **まずは、上記文科省「個別最適な学び」の背景と問題点を知りましょう。**
- **個別最適な学びは、一人ひとりの「何を知りたいのか・学びたいのか」を大切にしたい「学び」であると読み替えましょう。**
- **「AIドリル」などは必要な場面で行っているのか、改めて議論しましょう。**

提言 22

多様性が認められる学校づくりを すすめるためにまず私たちが変わろう

北教組が2022年に行った全道アンケートでは、「学校において子どもの権利が保障されていないと思うことがありますか。」の問いに対し、72%の組合員から「ない」という回答がありました。しかし、学校現場では「点数学力偏重」によって、子どもの居場所を分けたり、自由を認めず管理的になったりと、あらゆる弊害が存在しています。このことが、子どものストレスとなり「いじめ」「不登校」などの様々な問題の根底にあることは明らかです。また、私たちは子どもに対し性別やしょうがい、ルーツや属性などの多様性を認めず、「普通」「当たり前」の枠に当てはまらない子どもの存在を排除する差別の芽を育ててはいないでしょうか。

社会が大きく変わろうとしている今こそ、学校現場の現状を追認するのではなく、「人権の保障」という観点から子どもの置かれている現状を見つめ直す必要があります。そのことが「18の提言」にある『「主権者への学び」をすすめるために』を実現していくためにも重要なとりくみとなります。まず私たちが、「子どもの人権」について意識的に理解を深めましょう。

とりくみのヒント



- **人権や多様性への感覚を研ぎ澄ましましょう。**
- **「子どもの権利条約」や「こども基本法」を職場の研修内容としましょう。また、子どもが成長に応じて学習できるよう教育課程に位置づけましょう。**

～研修内容の設定について職場の雰囲気が否定的なら～

※文科省「生徒指導提要」や法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の概要」、
「北海道こどもの権利条例」などを根拠に、教職員や子どもにとって「子どもの権利条約」の
理解が必須であることを伝えましょう。

文科省『生徒指導提要』 「生徒指導の取組上の留意点」「児童生徒の権利の理解」

「本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に
した教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の
四つの原則を理解しておくことが不可欠です。」

「安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、
児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。」



日本は現在(2025年版)、ジェンダーギャップ指数が148か国中118位です。これは、先進国(G7)中最下位であり、「女性の地位向上」という言葉はいつも聞こえてくるものの、状況は一向に改善されません。そして、夫婦別姓や同性婚などを求める国民の声に対する政府の対応は鈍いままで。また、アイヌの方々への無関心や無理解からの誹謗中傷(ヘイト・スピーチ)が続いています。

私たちが求める人権の尊重、平等、多様性の確保はそんなに難しいことなのでしょうか。「現状維持」「保守」「古い制度を守りたい」という力が働いているかのようです。

これまでの世論を無視するような、現状を変えようとしなない政治が少しずつ変わってきたように感じます。これは情報端末の普及と SNS などの発達により、私たち一人ひとりが意見を述べる(コメントをできる)手段が身近になったことによるものではないかと考えられます。つまり、人々の「おかしい」という声が影響をもって広がり、政治を動かすことができる「当たり前」の社会になってきているということです。一方で、匿名性の高い SNS 等では、誹謗中傷やデマなどもあり、それが非対面で閉鎖的な情報空間の中で増幅され、異なる意見を排除するような実態もあります。とりわけ選挙の際には顕著となり、正しくない情報で、人権や多様性を軽視し、外国人を排斥する政治家やそれに同調する市民も増えてきました。

「思い」を発信できるようになった時代、私たちが意見を述べるために大切なことが、様々な情報から批判的な視点で真理・真実を「知ること」「学ぶこと」「考えること」です。そして、それはまさに、今、私たちが行っている「主権者への学び」・教育の中にあるものです。

私たちはこれまで、人権や多様性について様々な発信をしていました。それは、子どもたちが主権者として、一人ひとりが生きやすい世の中をつくっていくためのものです。また、男女の性別やしょうがいのある・なしにかかわらずに、さらにアイヌの人々、LGBTQの人々も人権を侵害されない世の中をつくるためでもあります。

今、世の中は変わりつつあります。若い世代が様々なことを発信し、つづやける時代になりました。私たちがこれからも発信し続けることで、新しい世代が新しい価値観をもって社会を変えていくことにつながるはずです。

教育が世の中を変える。私たちの発信が着実に子どもたちの中に「主権者」としての芽を育てています。私たちは、長期的な視野に立ち、理想と希望をもって子どもたちとともにこれからも学んでいきたいものです。

学校からあらゆる差別をなくそう!

2022年8月の「障害者権利条約」にかかわる国連障害者権利委員会の審査で、しょうがいのある子どもの中に、いわゆる“通常”の学級で学べない子どもがいることが問題視されました。なぜならば、「分離教育は分断した社会を生み出す。インクルーシブ教育はともに生きる社会をつくる礎」との考え方が基本にあるからです。

インクルーシブ教育は、しょうがいのある子どもを含むすべての子どもがそれぞれに合わせた必要な支援を受けつつ、ともにかかわりあいながら一緒に学ぶことで実現します。そこには当然、差別があってはなりません。これは「ジェンダー平等」「アイヌ民族に関する人権」などを考えていく上でも共有すべきものです。

私たちは、「多様性を認め合い、ともに生きる差別のない社会」を実現するために、すべての子どもの個人としての尊厳が守られる教育活動をめざす必要があります。

とりくみのヒント



- 何気ない日常の行動や会話の中で、無意識のうちに区別したり決めつけたりしていないか確認してみましょう。
⇒「○○だから」という言葉を学校からなくすだけで、大きく変わる可能性があります。
- 属性（性別・ルーツなど）でとらえるのではなく、個人としてかわる視点を持ちましょう。
⇒その子どもが属性の人たちを代表しているわけではありません。
- 誰も排除せず、みんなで楽しく活動するにはどうしたらいいかを子どもたちと一緒に考えましょう。
⇒当事者（子ども）がどう考えるかが大事です。
- 職場や教研などでの対話を通して、めざす姿を考えていきましょう。
⇒対話によって、現状の課題が見えてきます。



インクルーシブの視点から

- A 「しょうがいのある子とない子が別々に教育されてきたという歴史があるらしいよ」
 B 「どうということ？ しょうがいがあるからって分けられていたってこと？」
 A 「そう。同級生でも教室が違ったようだよ。」
 B 「それはもう、ずっと前の教育でしょ。」
 A 「子どもの頃に別々に育っていたら、大人になってからお互いにごどうやってわかりあうのだろうね」
 B 「今は子どもの頃からお互いの得意・不得意を理解し合うことができる世の中になったね。」



ジェンダー平等の視点から

★「〇〇だから…」と性別で判断したり、声がけされたりしない学校

- ・遊びやスポーツ、趣味などの関心事を性別で判断しない。
- ・男子は理系、女子は文系と決めつけない。
- ・「力仕事は男子」と決めつけない。 など

★性別に偏った言葉や対等になっていない言葉を使わない学校

- ・「サラリーマン」ではなく、「会社員」や「労働者」。
- ・「男優」と言わないのだから「女優」とも言わない。 など

★性別で行動の制限をされない学校

- ・性別で委員会や生徒会活動、進路を決めない。 など



無意識のうちに区別していないか確認しよう！



アイヌ民族に関する人権の視点から

「私はアイヌ」「ぼくのルーツは韓国」「私はアイルランドから来たの」「おれの家はインドから来たんだ」

そんなふうに分かることを言っても、ばかにされたり、からかわれたりすることなく、「へえ」と感心しながら聞いてもらえる。必ずしもルーツを表明しなくてもいいけど、隠す必要もない。むしろ誇りを感じたり、うれしさを感じたりできる。そして、学校の学習の中でルーツとなる文化について学んだり、身につけたりすることも選べる、そんな学校だったらいいな。

提言 24

だれもが主権者として働く 民主的な職場をつくらう！

子どもを権利主体としてとらえ、一緒に学校をつくっていく「主権者への学び」をすすめるためには、私たち教職員も、学校運営において「主権者」として権利を行使したり、意見を言ったりすることが大切です。

しかし、現状においては、すべての教職員が「主権者」として学校運営に参画することが難しい状況にあります。私たちは子どもたちに「主権者であれ」と言うと同時に、自分たちも「主権者である」ための努力をすべきではないでしょうか。

主権者として学校運営にかかわるためには、運営に対して積極的に意見を表明することが必要です。そしてその代表的な場は職員会議であり、その他の打ち合わせ会議であると言えます。

ここでは、職員会議のあり方等について考えてみましょう。

とりくみのヒント



1 ～みんなが意見を出し合う職場～

一部の職員だけが発言し、いつの間にか決まってしまうように、率直に意見を言い合える職場をめざしましょう。

●だれもが話しやすい雰囲気をつくりましょう。

不安な人もいるはず。何を言っても大丈夫と思える雰囲気づくりが大切です。普段から話しやすい雰囲気をつくるのが会議での多様な意見につながります。

●困ったときに助け合える職員室にしましょう。

相談しやすい職場づくりには、普段からの会話が重要です。相談でなくてもどんな会話でも、そこから何かのヒントや新しいアイデアが生まれるかもしれません。

●会議のペースを必要以上に早めるのはやめましょう。

進行が早いと考える時間がなくなり、発言しづらい場に…。たくさんの多様な意見が出るためには、考える時間が必要です。

●苦手な人が発言できるような打ち合わせの場を持ちましょう。

少人数の話し合いは発言しやすいです。事前に分会会議で相談するなどの工夫を行うのも効果的です。

●各種打ち合わせ会議の時間を確保しましょう。

分掌会議などの少人数で意見を出し合える打ち合わせ会議の時間をしっかり確保することで、みんなですすめる学校運営に近づけましょう。

とりくみのヒント



2 ～みんなが意見をもとに 公の場で決定する職場～

今こそ、民主的な職場をつくる職員会議の在り方について改めて考えましょう。

●職員会議の時間を確保しましょう。

時間を確保していないのに議題がたくさんあると、猛スピードで会議をすすめなければなりません。時間がないことを理由に提案通りに「決められて」しまう恐れもあります。短縮日課や余剰時数削減により下校時刻を早め、会議の時間を確保することが重要です。

●職員会議の回数を確保しましょう。

数か月に一度の開催など、職員会議の回数を減らすと、1回の会議での議題が多くなります。また、あまり先の話だと考えるのが難しいものです。

●会議の前に決定するのはやめましょう。

職員会議の前に、一部参加の「運営会議」などで結論を出すことは、民主的ではありません。全員が参画できる職員会議で決定することが重要です。

とりくみのヒント



3 ～決定したことに従って運営していく職場～

決定したことがいつの間にか変わってしまっていることはありませんか。そうであれば職員会議の意味がなくなってしまいます。

●会議で決まったことは尊重しましょう。

民主的に決めた決定事項は、時間が経過しても保障されることが大切です。

●公の場で決定したことを変更するには、再度公の場で話し合います。

職員会議の決定事項を変更するならば、職員会議または全員に近い人数が参加している場で手順を踏んで変更する必要があります。

提言 25

必要なことを勤務時間内に行える職場をつくろう！

社会の中で「よりよく生きる」子どもを育てるために、やるべきことややった方がよいことは山ほどあります。そのため、文科省からは毎年、「あれをやった方がよい」「これもやった方がよい」とたくさんの施策が提起され、教育現場はどれだけ時間があっても足りない状態となっています。

しかし、どこの職場も勤務時間は、7時間45分です。主権者として学校運営に参加するために必要な打ち合わせや諸会議をその限られた時間の中で行うのは、簡単なことではありません。必要だから時間外に行うのではなく、勤務時間の中で必要な業務を行う、という正しい姿、当たり前のことを求めることが重要です。

本来は、「学習指導要領」にある標準授業時数を減らすことが重要です。しかし、現段階では、まずは学校での活動について見直し、 unnecessaryなものを削ることで生み出した時間を、必要な打ち合わせやその他業務に使っていく、という発想も大切だと考えます。

とりくみのヒント



1 ～デスクワークや打ち合わせなど～

子どもたちと直接ふれあわない業務は、ついつい後回しにされ、勤務時間が終了してから行われることも多くあります。ここにも unnecessaryなものがあるのではないのでしょうか。

● 通知表の内容や回数について見直しましょう。

通知表自体を廃止しなくても、「所見を廃止したり回数を減らす」「掲載項目を削減する」など、まずは簡素化し、通知表を準備するための業務量を減らしていくことが大切です。

● 各種打ち合わせの必要性について考えてみましょう。

職員会議の前に、管理職と一部の職員で集まる「運営会議」、代表が集まる「○
○検討委員会」などは必要でしょうか。各種会議ではなく、職員会議で決定することが大切です。

● その書類の必要性について考えてみましょう。

学校で作る書類は膨大です。でも同じような内容のものを重複して作成していませんか？「重なり」を探してみましょう。



「学習」に関しても、これまで続けていたから、ではなく見直してみる必要があります。

●「朝の学習時間」について見直しましょう。

授業以外の学習時間は本当に必要なのでしょうか。いったい何のために行っているのか、一度考えてみる必要はありませんか？

●余剰時数等を削減し、放課後の時間を増やしましょう。

必要以上に余剰時数を確保していませんか？前年度踏襲ではなく、削減できる場所を探しましょう。

●「宿題」「家庭学習」について見直しましょう。

「学力向上」をねらいとした宿題や家庭学習、長期休業中の学習。そのチェックや指導にたくさんの時間を取られていませんか。むしろ正規の授業のために十分な準備を勤務時間内に行えるようにすることが重要ではないでしょうか。



そのほかにも見直した方がよいことはたくさんあります。ここではその中から少しだけ紹介します。それぞれの職場で広い視野で見直しをしてみましょう。

●掃除の時間について見直しましょう。

あなたの学校では、掃除の時間は週に何日ありますか？「掃除で子どもを育てる」という考えもあるでしょうが、果たして毎日必要なのでしょうか。1回につき15～20分間の掃除時間を削減することで、必要な打ち合わせの時間を確保できるかもしれません。また、道内にはトイレ掃除を民間業者に依頼している市町村もあります。それも時間を生み出す一つの方向性かもしれません。

●不必要な「練習」がないか、見直してみよう。

運動会の開会式でしっかり並ぶこと、卒業式でまっすぐ歩くこと、礼をそろえることなど、「一糸乱れず」という姿を求めようような練習はありませんか？果たして、その練習は社会で「よりよく生きる」ために本当に必要なのでしょうか。

●学校外ですすめられる教育団体等の会議・事業の無秩序な拡大に歯止めをかけよう。

勤務時間外（休憩時間を含む）に開催される教育団体や学校間連携などの会議はありませんか。その会議は本当に必要なのでしょうか。また、作品展などで当たり前のように作品提出を強いられて教育課程を変更していませんか。業務削減の視点で見直してみましょう。

